

千葉市公告第440号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年6月1日

千葉市長 神谷俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 物件名

防犯カメラシステム機器賃貸借（長期継続契約）

(2) 物件の概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

(4) 設置場所

新宿小学校他18校

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和8・9年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 令和8・9年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、業種（大分類）を「リース」に、業種（中分類）を「電気・通信機器」又は「その他」で登録していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(4) 公告の日から遡って5年の間に、本市または国、県若しくは他の地方公共団体に対し、当該業務と同種の業務を履行した実績を有する者であること。

※契約中の案件は不可。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟10階

千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課調達班

電話 043-245-5913

電子メール gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の配付 千葉市「入札情報等」の「発注情報一覧」内の「物品」(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/anken/bupp-in/index.html>)のリンクからダウンロードすること。

(2) 提出場所等 公告の日から令和8年6月5日(金)までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること(各日とも午前9時から午後3時まで。)

5 入札説明書等の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」の「発注情報一覧」内の「物品」

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu-joho/anken/bupp-in/index.html>)からダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和8年6月25日(木)午前10時00分(郵送の場合は、令和8年6月24日(水)午後3時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札及び開札の場所 教育委員会入札室(千葉市役所高層棟10階)

(3) 入札方法

入札書に記載する金額は、全19校の賃貸借期間にかかる総額の110分の100を賃貸借期間(60ヶ月)で除した月額単価を記載すること。なお、詳細は、別紙「入札説明書」の 5 入札手続き等 (3) 入札書に記載する金額 を参照すること。

(4) 入札保証金 要。ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金 要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 契約条項等については、千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課で閲覧できる。
- (5) 契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本件に係る予算が措置されない場合は、変更契約の締結又は契約の解除を行う。